

2-2. 都道府県等の土壤汚染に関する条例の手續確認事項 (横浜市生活環境の保全等に関する条例)

以下(1)～(3)についてご確認ください。

(1) 横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)の届出の要否

以下①、②、④、⑤の対応要否をご確認ください。③は2-2(3)の区域に該当した場合に届出の要否をご確認ください。なお、2-2(2)の調査義務が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

①条例第64条の2関係

ア. 特定有害物質使用等事業所を廃止したとき、事業所の設置者はその旨を届け出る必要があります(条例第64条の2第1項)。

イ. アの土地の所有者等は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(条例第64条の2第2項)。

②条例第65条関係

ア. 2,000m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(条例第65条第1項)。なお、特定有害物質使用等事業所で土地の形質の変更を行う際にはその面積によらず届出が必要になります。

イ. 土地の所有者等の全員の同意を得て、2-2(1)②アの届出前に調査を行い、2-2(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(条例第65条第2項)。

③条例第69条関係

条例に基づき区域指定された土地の汚染土壤を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(条例第69条第1項)。

④条例第70条の2関係

ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、その旨を届け出る必要があります(条例第70条の2第1項)。

⑤条例第70条の3関係

ダイオキシン類管理対象地で土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(条例第70条の3第1項)。また、ダイオキシン類管理対象事業所の一部を廃止する際には届出が必要になります(同条第7項)。

(2) 条例に基づく土壤汚染調査義務の有無

以下の調査義務の有無をご確認ください。

①条例第65条関係

2-2(1)②アの届出後に、土壤汚染のおそれがあると市長が認めて、市長からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(条例第65条第3項)。

②条例第70条の2関係(※調査命令発出はありません)

ダイオキシン管理対象事業所の設置者がダイオキシン類の汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(条例第70条の2第2項)。

③条例第70条の3関係(※調査命令発出はありません)

調査が必要である場合は、形質の変更の実施者がダイオキシン類の汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(条例第70条の3第2項、条例施行規則第60条の3第4項)。

(3) 条例に基づく区域指定の有無

2-2(1)(2)の届出による調査結果から、土壤の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則別表第4及び第5)を超過した場合、条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域に指定されます(条例第66条第1項、条例第67条第1項)。

(4) 補足説明

①特定有害物質使用等事業所

条例第63条第3号に定められた特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所を言います。

②土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や(4)③に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【対象例】地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

③ 2-2(1)②アの適用除外となる行為(条例第65条)

ア. 土壌を区域外へ搬出しないこと、土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと のいずれにも該当する行為

イ. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

ウ. 法の対象となる形質の変更

④条例要措置区域等

条例における区域とは、条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域のことを指します。

■条例要措置区域

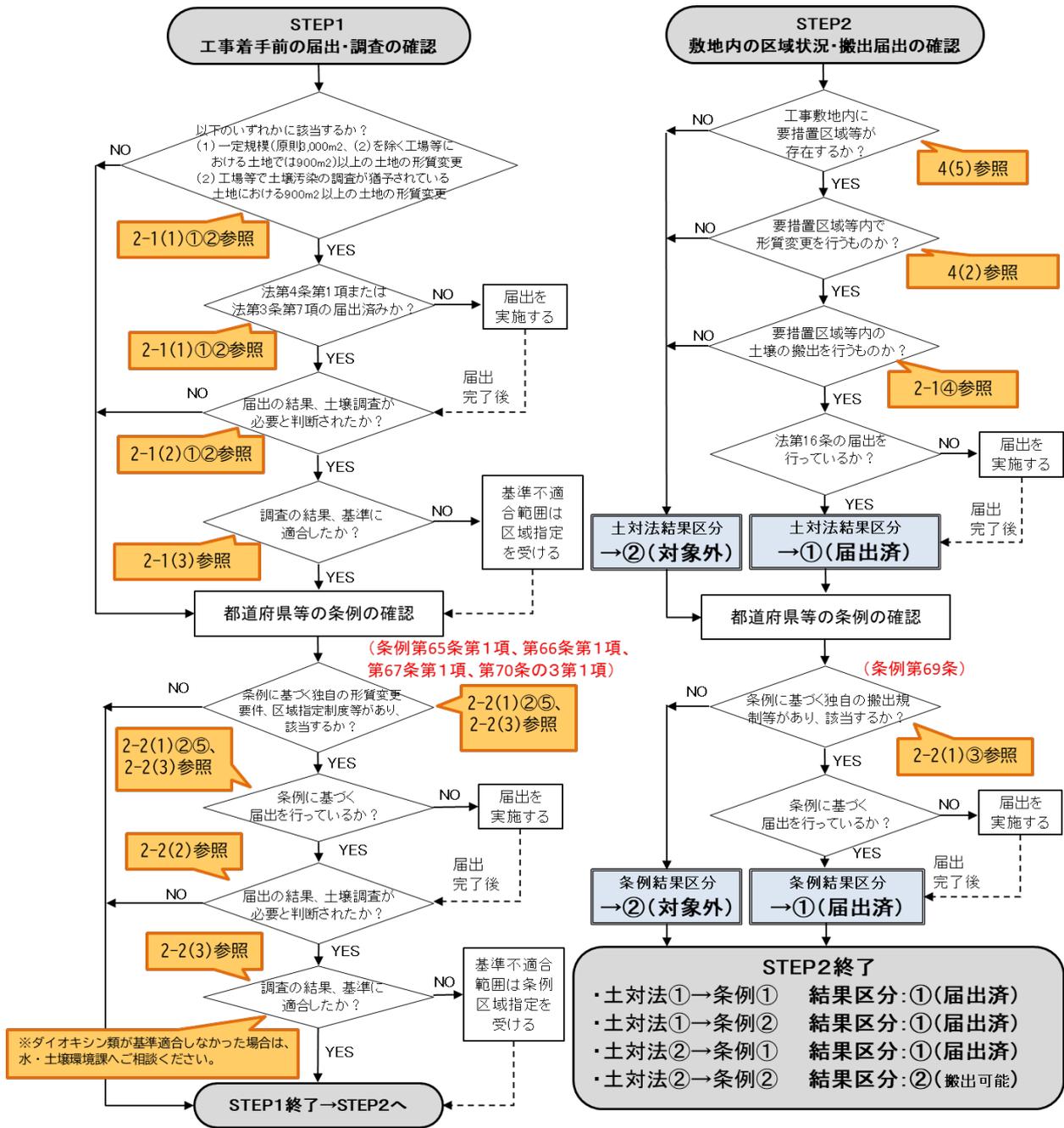
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

■条例形質変更時要届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において摂取経路の遮断が行われた区域を含みます。)

(5) 手続の確認フロー

各種手続確認事項と「2.手続確認事項」の法令及び条例の対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



問合せ先 横浜市水・土壌環境課土壌対策担当
045-671-2494